

創業に関する信用保証のご案内

★夢応援ナビ★



あなたの創業を応援します!

創業を目指す方のベストパートナー

信用保証協会は、創業されるみなさまが
金融機関から事業資金を借入する際の公的な保証機関です。



Credit Guarantee Corporation Of Ehime-ken

愛媛県信用保証協会

創業支援資金のご案内

信用保証協会では、創業支援のための保証制度として、「創業関連保証」と「創業等関連保証」をご用意しております。



1 融資限度額

「創業関連保証」:1,000万円(再挑戦支援保証との合算限度額)

「創業等関連保証」:1,500万円 ㊦

※「創業関連保証」と「創業等関連保証」の併用で最大2,500万円までの資金調達が可能となります。

㊦「創業等関連保証」を利用する場合、創業計画段階の個人については、借入金額と同額以上の自己資金が必要となります。

2 資金使途

運転資金・設備資金 いずれもご利用いただけます。

※ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象となりません。

3 担保及び連帯保証人

担保は不要です。連帯保証人は、原則として法人の代表者を除き不要です。

4 融資対象者

信用保証対象業種を県内で開始しようとしている、又は営んでいる方で、次の①～⑥のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する方
- ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立する方
- ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方
- ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社
- ⑤分社化を計画する会社
- ⑥設立後5年未満の分社化された会社

5 愛媛県制度融資「新事業創出支援資金」との併用

「創業関連保証」と「創業等関連保証」は国の制度融資ですが、愛媛県制度融資「新事業創出支援資金」を併用することで、年1.5%の固定金利での資金調達が可能となります。

※信用保証料については、国・県の制度とも年0.8%となります。

6 保証申込にあたっての添付書類

創業計画段階の申込の場合には、「創業・再挑戦計画書」が必要です。

※中面以降に、計画書の記入例と作成にあたってのポイントを掲載します。

なお、保証制度の詳細については、
当協会ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

愛媛県信用保証協会

検索

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

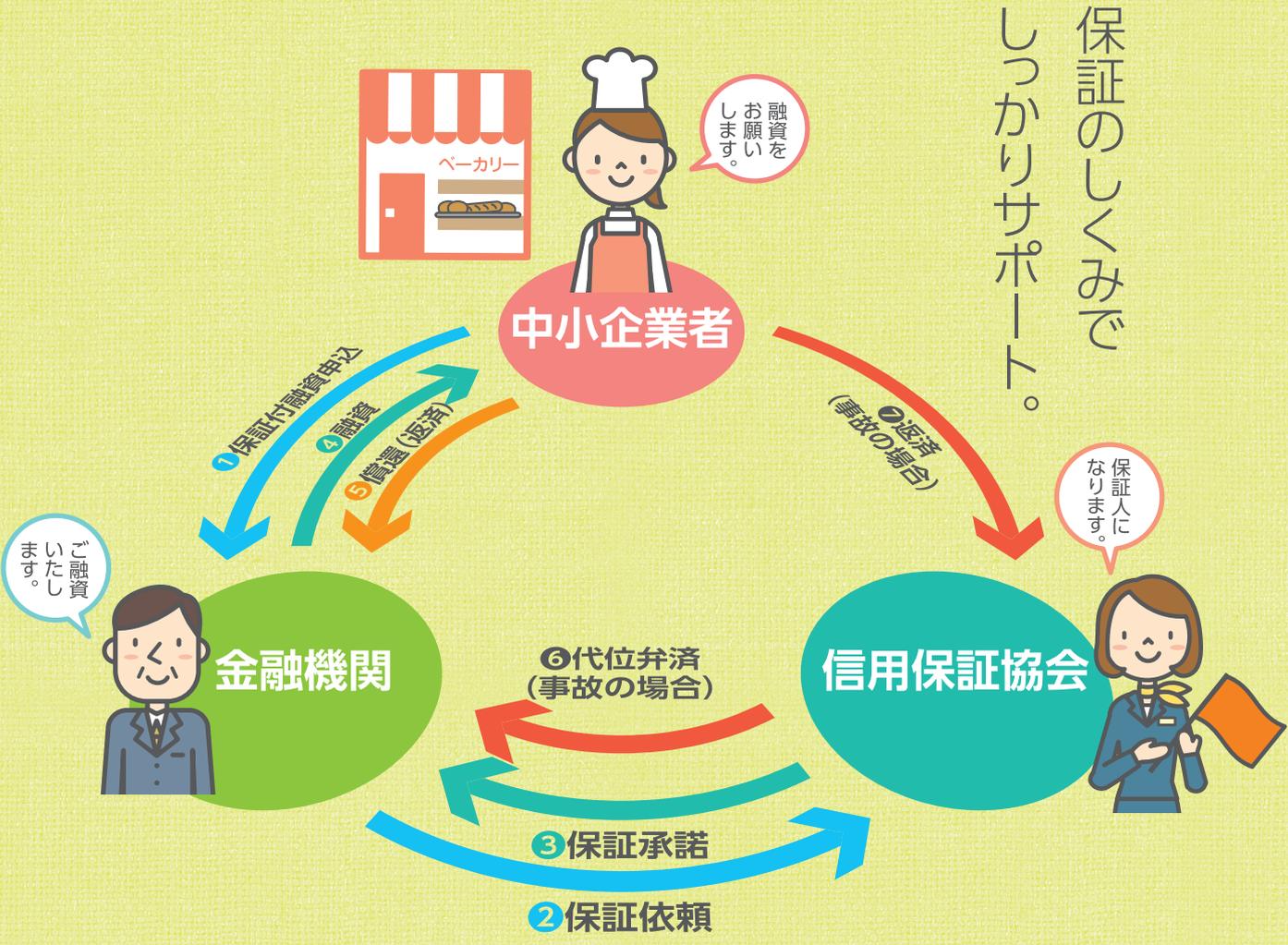
創業支援資金に係る保証制度比較一覧

制度名	創業関連保証	創業等関連保証
根拠法	産業競争力強化法	中小企業新事業活動促進法
融資限度額	1,000万円 (再挑戦支援保証との合算限度額)	1,500万円
資金使途	運転資金および設備資金 ※ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象となりません。	
担保	不要	
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要	
自己資金	不要	創業計画段階の個人については 借入金額と同額以上の自己資金が必要
融資対象者	①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社	
融資利率	金融機関所定利率(県の制度利用の場合は、1.50%。また県の制度特例の場合は1.30%)	
保証料率	0.80%	
返済方法	原則として、均等分割返済	
融資期間	10年以内(据置1年以内)(県制度利用の場合、運転資金5年以内、設備資金7年以内)	
添付書類	創業計画段階の申込の場合には「創業・再挑戦計画書」が必要です。	

愛媛県信用保証協会では、創業時はもちろん創業後のさまざまな相談に対応しサポートしています。企業の皆さまにとって、「信頼される、顔の見える保証協会」を目指して取り組んでおりますので、どうぞお気軽に最寄りの信用保証協会へご相談ください。



保証のしくみ



保証の流れ

- 1 信用保証協会、または金融機関などの窓口へご相談ください。
- 2 金融機関から信用保証協会に保証依頼をします。
- 3 信用保証協会は、企業の事業内容や経営計画などを検討し、信用保証を適当と認めた時は金融機関に対し信用保証書を発行します。
- 4 保証承諾を受けた金融機関から融資が実行されます。この時お客様に信用保証料をご負担いただきます。
- 5 融資条件の通り、借入金を金融機関にご返済していただきます。

倒産などの金融事故が発生した場合には…

- 6 万一、お客様が何らかの事情でご返済できなくなった場合は、信用保証協会が金融機関へ立替払い(代位弁済)をします。
- 7 代位弁済により、信用保証協会はお客様に対し「求償権」を取得し、債権者となります。お客様の実情を踏まえ、ご相談しながら信用保証協会に借入金をご返済いただきます。

愛媛県信用保証協会

本 所

〒790-8651

松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階

■松山事業部

保証一課 TEL(089)931-2118

保証二課 FAX(089)931-2174

管 理 課

《業務区域》松山市・東温市・伊予市・久万高原町・
砥部町・松前町

■総 務 部

総 務 課 TEL(089)931-2111(代)

FAX(089)931-2107

電 算 課 TEL(089)931-2115

FAX(089)931-2170

■業務統括部

経営支援室 TEL(089)931-2116

FAX(089)931-1026

保証企画課 TEL(089)931-2114

FAX(089)931-2107

管理推進課 TEL(089)931-2117

FAX(089)931-2107

■監 査 室

TEL(089)931-2180

FAX(089)931-1026

新居浜支所

〒792-0025

新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階

保証課

TEL(0897)33-8282 FAX(0897)33-8284

管理課

TEL(0897)33-8292 FAX(0897)33-8293

《業務区域》新居浜市・西条市・四国中央市

今治支所

〒794-0042

今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル4階

TEL(0898)23-0170 FAX(0898)23-0758

《業務区域》今治市・上島町

八幡浜支所

〒796-8691

八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階

TEL(0894)22-2003 FAX(0894)22-3137

《業務区域》八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

宇和島支所

〒798-0040

宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階

TEL(0895)22-6556 FAX(0895)22-6583

《業務区域》宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

あなたの
創業を
応援します。

愛媛県信用保証協会の

ホームページも併せてご活用ください。

愛媛県信用保証協会

検索

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

